

手洗い水栓柱修繕(原谷公園) 仕様書

(担当:松尾、岡本 TEL:075-492-3111)

1 業務名 手洗い水栓柱修繕(原谷公園)

2 業務の目的 原谷公園において、手洗い水栓柱から漏水が発生しており、現在使用禁止措置を行っている。公園利用者の安全性、衛生面及び利便性を回復するため、老朽化した当該水栓柱を更新(取替)するものである。

3 履行期間 契約締結の日から令和 8 年 8 月 20 日まで

4 履行場所 京都市北区大北山原谷乾町地内(原谷公園)

5 業務範囲 「位置図」及び「現況写真」のとおり

6 業務内容

- ・ 既存手洗い水栓柱の撤去及び撤去に伴う発生材の適切な処分
- ・ 新規手洗い水栓柱(1 基)及び水栓の設置(※なお、新しい水栓は本市より支給し、水栓柱は既設と同等品以上とする)

7 支払条件 業務完了後、履行場所(業務範囲)において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・ 本作業に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び発生材の処分費は本業務に含む。
- ・ 現場確認に関する出張料等の一切の費用は応募者の負担とする。必ず現地の状況を確認のうえ、見積を作成すること。
- ・ 作業にあたっては公園利用者、近隣住民等の安全に十分配慮し、適切な安全対策のうえ実施すること。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- ・ 作業時間は平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・ 実施予定日が確定した際は、受託者から監督職員へその旨の報告を行うこと。

- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡しその指示に従うこと。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 作業完了後は速やかに、完了届、写真帳、請求書、請求内訳書を提出すること。

【位置図】



【現況写真】

対象水栓柱

